

子教第 2565 号
令和4年12月27日

各市町村教育委員会指導事務主管課長 様

神奈川県教育委員会教育局
支援部子ども教育支援課長
(公 印 省 略)

県立学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり高校教育課長及び特別支援教育課長から各県立
高等学校長、各県立中等教育学校長及び各県立特別支援学校長宛に通知しましたので、参
考のため送付します。

貴教育委員会所管の各学校においては、それぞれの地域における感染状況等に応じて
適切に御対応くださるようお願いいたします。

問合せ先
教育指導グループ 稲葉、松田
電 話 (045)210-8217 (直通)



高第 3446 号
令和 4 年 12 月 27 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

高校教育課長

県立高等学校及び県立中等教育学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について（通知）

このことについて、令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式の実施上の留意事項等を次のとおり整理しましたので、各学校において適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の国の動向及び県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項等を変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

【令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施上の留意事項等】

- 卒業式・入学式については、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
- 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・式場の換気、参列者のマスク着用など、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。
 - ・外部会場を使用して実施する場合は、会場の使用規定等に基づいて実施すること。
 - ・国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、対象者を限定した上で、「県立高等学校等における令和 4 年 6 月 1 日以降の授業実施上の留意事項（別紙 1）」の「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を参考に、可能な限り間隔をとること。

問合せ先
教育課程指導グループ 石塚、小野
電話（045）210-8260（直通）



特第 1963 号
令和 4 年 12 月 27 日

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

県立特別支援学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について（通知）

このことについて、令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式の実施上の留意事項等を次のとおり整理しましたので、各学校において適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の国の動向及び県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項等を変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

【令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式の実施上の留意事項等】

- 卒業式・入学式については、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
- 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・式場の換気、参列者のマスク着用など、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（概ね 1～2メートルの間隔を確保）
 - ・式場の椅子の配置について、感染症対策として十分な間隔を取れない場合は、式を複数回に分割して実施するなどの対応を検討すること。
 - ・国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、「県立高等学校等における令和 4 年 6 月 1 日以降の授業実施上の留意事項（別紙 1）」の「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を参考に、可能な限り間隔をとること。

問合せ先
教育指導グループ 山田、荒井
電話（045）210-8276（直通）

県立高等学校等における令和4年6月1日以降の授業実施上の留意事項

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用（室内で、2 m以上の距離が確保できない場合）させる。

（内容や方法について）

- ・グループ活動等を計画する際は、グループの人数を少なくする、時間を短く区切る、ICT機器を活用するなどといった工夫をした上で実施する。
- ・発表や意見交換等については、マスクを着用し、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大声にならないように指導した上で、実施する。
- ・近距離で一斉に大きな声で話すような学習活動とならないよう、一度に声を出す人数を少なくすることや、声を出す向きに配慮することなどの工夫をした上で実施する。

例：各自が意見交換をする場面の工夫

→ 付箋を用いて、各自の意見をホワイトボードに貼り、順番に見ることや、ICT機器を用いて意見を集約することなど。

- ・学習活動において、新型コロナウイルス感染症を題材として扱う際は、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。
- ・校外講座や外部実習、インターンシップ・デュアルシステム等の実施については、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。
- ・身体接触を伴う活動は、できるだけ避けるとともに、行う場合は感染リスクを低減させる工夫を行った上で、短時間で行うこと。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。
- ・実験や実習の説明はワークシートやタブレット等を積極的に活用し、密集して説明を受ける場面がないようにする。

（教材・教具について）

- ・実習等で生徒個人が使用する材料や道具の配付、回収は、生徒個人が行う。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士での貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に消毒や手洗いを適切に行う。
- ・実習服やシーツ、体育で用いるビブスなどについては、洗濯頻度を高める。
- ・授業でパソコンなどを使用した後は、毎回キーボード、マウス等の機器を柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）でふき取るとともに、手洗いの徹底などの必要な感染防止対策を取ること。（キーボード等の機器の消毒に薬剤を用いる場合、使用箇所の素材を確認し、目立たない場所で試してから使用すること。）

別紙 1

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの必要な生徒及び基礎疾患がある生徒や、感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒には、生徒・保護者の意向を尊重し、授業への参加を強制しないこと。 ○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対して適切な配慮をすること。 ○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。 ○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。 ○激しい接触が頻繁に起こらないよう工夫し、 unnecessaryな身体接触を控えること。 ○生徒同士が近距離で組み合うことや常時身体接触を伴う活動については、短い時間に限定して行うなど、可能な限り感染リスクを低減した上で、実施すること。 ○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のグループ・チーム同士でゲーム等を行うこと。 ○用具・ボール等の共有はできるだけペアやグループ・チームで特定して使用し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。 ○教員は、指導のために運動を行う場合等には身体のリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○教員がマスクを外した際は、 unnecessaryな会話や発声を行わず、他者との距離を2m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。 ○教員が屋内で会話や発声する際には身体的距離に関わらずマスクを着用すること。屋外で会話や発声する際には身体的距離が確保できない場合は、マスクを着用し、身体的距離が確保できる場合は<u>マスクの着用は必要ないこと。</u> <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健の実習においては、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行うなどの工夫をすること。
<p>音 楽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歌う（発声する）際は、マスクを着用し、生徒同士の間隔を（1mを目安に）音楽室内で最大限とった上で活動する。また、生徒同士が（対面の形など）近距離で向かい合って歌わないようにする。なお、歌う際は、学校の近隣への配慮として、歌う活動中に窓を閉める必要がある場合は、その活動中は窓を閉めて差し支えないが、必ず換気の時間を挟むこととし、生徒の体調管理に留意すること。 ○マスク着用での演奏が難しい楽器の指導をする際は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど、感染症対策を行った上で実施する。特に、リコーダーなど管楽器を扱う場合は、生徒同士の貸し借りはしないこと。また、感染リスクを低減させる措置（生徒一人ひとりに、楽器を演奏する際に外したマスクを一時保管するためのマスク袋やタオルを用意させるなど）を講じること。 ○レンタル楽器を授業内で共用する場合は、計画段階において、生徒・保護者に説明し、理解を得た上で、実施すること。また、使用前後の適切な消毒や手洗いなど、できる限り感染リスクの低減に努めること。
<p>家 庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○調理実習については、可能な限り1つの班の人数を少なくするとともに、身支度や手洗いを十分にできるように、品目を少なくするなど、時間に余裕を持たせる工夫を行うこと。※調理した料理は、調理した班員以外には提供しないこと。